

○ 議決対象とする基本計画の内容

次期の中期基本計画（2022～2025）から、議決対象となる部分と市長の権限による部分と区別するページ構成としていきたい。

区分	項目	前期基本計画 該当ページ
議決対象	・政策分野とその方向性	24
	・各政策を横断する重点的な課題その取組方針	25～27の網掛け部分
	・施策の基本的な方針	34～35
市長権限	・基本計画の取組方針（前期基本計画：笑子・幸齢化のまちづくり） ・節の目指す4年後の数値目標 ・現状と課題 ・この4年間で取り組む課題 ・課題解決の方向性 ・重点課題の成果指標	25

【理由】

①市長・議会の役割分担（二元代表制）、権限の観点から

ア 基本計画は、地方自治法第148条（事務の管理及び執行）及び第149条第9号（担任事務）の事務管理執行権限に基づいて策定されるものと解されるが、第96条第2項により、議決事件とする場合にあっても、その権限を侵すことのない範囲（施策の基本的な方針）に留めるべきと考える。

イ 議決によって、市長は執行責任、結果責任を負うこととなる。このため、数値指標を議決対象とすると、目標数値を達成できなかった場合、市長の政治責任が問われる可能性がある。

ウ 策定に当たって、議会の修正権が及ぶとすると、市長が設定する数値より高い数値に修正することも可能と考える。全体的な調和の中で、予算が編成されており、高い数値目標の事業に予算が偏重されると、市長の予算編成権が侵されることになりかねない。

エ 基本計画は、4年間の具体的な数値目標等を市民にわかりやすく示す市長の市政運営計画であり、今後の予算編成と極めて関係が深い計画である。このため、数値目標を議決対象とした場合、今後4年間の市長の予算編成権、ひいては予算提出権をあらかじめ拘束してしまうことにならないか危惧される。

②実務的な視点から

ア 指標及び目標値は、各分野別計画のものと連動（引用）しているものが多く、分野別計画の策定時期、計画期間が異なることから、これらを議決対象

とした場合、指標更新の際は、議決を経て変更ということになり、機動性、柔軟性の観点から問題がある。

参考

飯田市議会の議決すべき事件を定める条例

(議決すべき事件)

第2条 飯田市議会が議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想(飯田市自治基本条例(平成18年飯田市条例第40号)第3条第9号に規定するものをいう。次号において同じ。)の策定、変更又は廃止
- (2) 基本構想に基づいて定める基本計画のうち、政策施策の体系の策定、変更又は廃止